

染井野三丁目町内会だより



第131号

2021年3月13日発行

町内会ホームページ

<http://sakura-someino.com/3chome/>



退任のご挨拶

2020年度は、人類への新型コロナウイルスの感染という、世界史に記録として残る年でした。2020年夏の東京オリンピックの開催は非常事態発令による取り止め、学校等の閉鎖をはじめとしてその影響を受けた町内活動でした。

このため三丁目の第26回定例総会が書面決議により行われ、また、第3次感染拡大により第27回定例総会も同様に書面決議になります。

集会施設が閉鎖され、4月～6月は正副会長及び総務の4名が、しらかし公園内の東屋で四面に立って会議を行い、7月にやっと定例役員会議を開催出来ることとなりました。

主要事業の総括

- 多くの町内会がごみゼロ運動を中止したなかでも三丁目は、時期をずらして町内会一斉清を2回実施できたことはひとえに皆様のおかげでした。
- 期中実施した前年度からの懸案事項であった防災用井戸設置についての総意を伺うアンケート調査を実施し、その結果は、「設置を必要とするもの37.8%、必要なしとするもの60.8%、未記入1.4%」で、廃案になり決着をみました。
- 今年度初めて実施した黄色いタオルによる安否確認事業では、各班長さんに確認をいただき89.2%が掲示されていると報告いただきました。未掲示の住居には令和2年度から新たに就任した防災ボランティアの方々に訪問確認していただきました。
- 行動を制約された中で、中止せざるをえなかったバス旅行、餅つき大会等の行事に替えて、全戸に非常食を配布させていただきました。

至らないこともあったこととは存じますが、令和2年度役員一同を代表して町内会活動に従事いたしましたことのお礼を申し上げます。

最後に、町内会回覧をさせていただきました臼井南中学校の一年生の文書を引用させていただき、町内会長として襟を正してかくありたいと思った次第です。ありがとうございました。

「自分たちの手で（生徒会を）運営していくのがすごいと思います。（略）仲間と協力できる力や先を見た行動ができる力をつけられるように頑張ってきました。（略）自分たちの手で学校生活のルールを守ったり、自主的な活動ができる姿を新入生にいい見本として見せられるようになりたいです。」

※（生徒会を）は 会長が挿入

引用：令和2年度臼井南中学校だより「風光る」第10号（1月号）R3.1.5

「各学年代表生徒の抱負」1年生代表F・Hさん

※お名前をローマ字としました。

令和2年度染井野三丁目町内会長





第27回定時総会 書面決議となります

新型コロナウイルス感染が継続している昨今の状況に鑑み、本年度の総会については、従来の集会方式ではなく、昨年と同様に「書面決議」と致します。

町内会員の皆様とともに総会を開催できないことは誠に残念ですが、会員の皆様、町内会役員の安全面を考慮した上での決断ですので、何卒ご理解とご了承を頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、総会への出席を予定されていた方々も含め、**書面議決書又は委任状への記入・提出**をお願いいたします。詳しくは、戸別配布する「第27回定時総会の書面議決」の文書をご覧ください。

書面議決書又は委任状を **3月23日(火)**までに各班長へご提出下さい。提出がない場合は棄権と判断させていただきます。

上記の集計確認を令和3年4月1日(日) 染井野中央集会所において、新旧役員の一部の出席により行います。確認後、書面決議結果を各戸配布いたします。期日厳守をお願い致します。



令和3年度 会長・副会長候補について

令和3年度町内会長・副会長につきまして回覧にて公募いたしましたが、届け出がありませんでした。その為、12月12日(土)に、次期ブロック長予定者で協議を行い、次期会長・副会長候補を決定いたしました。

- 会長候補： 氏 (ブロック)
- 副会長候補： 氏 (ブロック)
- ： 氏 (ブロック)



定時総会資料の保有状況の欠番提供のお願い

第1回定時総会(平成7年)から第20回定時総会(平成26年度)の染井野三丁目定時総会資料をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ブロック長までお知らせください。ご協力をお願いいたします。





染井野中央集会所のご利用について

令和3年4月1日より染井野中央集会所の鍵当番が下記のとおり変わります。

○利用券の販売は、これまでどおり、毎月第2土曜日 10時～10時30分に中央集会所にて行ないます。

○予約の申込み・変更等は、五丁目の鍵当番までお問い合わせ下さい。

※三丁目の鍵当番は、鍵の管理（鍵の貸出・返却対応）のみとなります。



3丁目



5丁目

鍵当番

予約管理



町内会だよりを参照してください



だれもが気持ちよく安心してつどえる公園に

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」(平成27年4月施行)では、犬の飼い主の適正な飼い方に関する義務が定められています。

散歩中にしてしまったフンは、必ず持ち帰ってください。

おしっこも、携帯したペットボトルの水をかける等の処理をするとともに、他人の家の門柱や車等にさせないようにしましょう。



2月にしらかし公園の4本の木に犬の飼い主のマナーについての啓発看板を設置しました。





佐倉市の高齢者福祉サービスを利用してみませんか

「高齢者を支える地域資源ブック」には、佐倉市の高齢者福祉サービスやお役立ち情報、健康づくりに関する情報や、介護保険に関する情報などが幅広く掲載されています。
 「高齢者を支える地域資源ブック」は、高齢者福祉課の窓口や各地域包括支援センターにて配布しています
 佐倉市役所のHPからダウンロードも可能です。



緊急通報装置 ★要申請 ■調査あり

一人暮らしの 65 歳以上や一人暮らしの重度身体障害者の方に、「緊急通報装置」を貸出ししています。
 【問い合わせ】（市）高齢者福祉課 ☎ 484-6138

高齢者等ふれあい配食サービス ★要申請 ■調査あり

65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、心身の障害等の理由で調理や買い物に困難な場合に、安否の確認をかねて、夕食を手渡しでお届けします。

- ・配食回数と曜日・・・状態等に応じ週1～5回（土曜・日曜と1月1～3日を除く）
- ・利用者の負担額・・・1食 350円（1か月ごとにまとめたの支払いとなります）
- ・利用申請の方法・・・「高齢者等ふれあい配食サービス申請書」により、高齢者福祉課に申請してください。

【問い合わせ】（市）高齢者福祉課 ☎ 484-6138



高齢者見守りサービス機器等助成

住み慣れた地域で安心した在宅生活を継続できる体制を推進するとともに、高齢者及びその家族の精神的、経済的負担の軽減等を図るため、高齢者の生活状況や位置情報等を把握することができる「見守りサービス機器等」を設置、導入した際の初期費用等の一部を助成します。



119情報登録

119情報登録 消防署では、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯のかたを対象に「119情報登録」を行っています。「119情報登録」をしておく、既往歴や、かかりつけの病院緊急連絡先等が確認・特定できるので、緊急時に迅速な対応ができるようになります。

【問い合わせ】佐倉市八街市酒々井町消防組合 消防本部 指揮指令課 ☎ 481-0119



その他の高齢者福祉サービスもご確認ください